

三戸町空き店舗活用事業費補助金

空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街の賑わいづくりを促進することを目的に、商店街等にある空き店舗に新規に出店する者が行う店舗改装に要する経費について、三戸町空き店舗活用事業費補助金を交付します。

対象者

空き店舗で事業を開始する**個人または法人**で、次の要件を全て満たすもの。

- ①事業を開始しようとする空き店舗で1年以上継続して営業できること。
- ②直近3カ年分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。
- ③1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- ④出店しようとする区域で商店会団体などが組織されている場合は、その構成員となり、地域イベント、商店会活動および商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

対象経費・補助金額

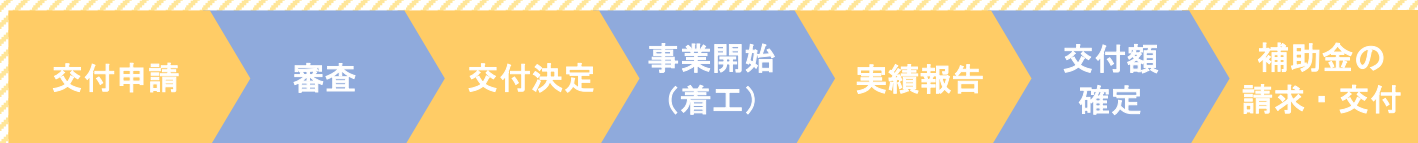
補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事および電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置 に要する経費(商品陳列棚、店舗看板などで改装工事により建物に固定されるものを含む。)	新規事業者	5分の4	100万円
	既存事業者	3分の2	50万円

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

申請書類

- ①令和3年度三戸町空き店舗活用事業費補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③定款、規約、会則などの写し(個人の場合は職務経歴書)
- ④法人の登記事項証明書の写し(個人の場合は住民票)
- ⑤空き店舗が賃貸である場合は賃貸借契約書の写し、売買である場合は土地・建物の登記事項証明書
- ⑥収支予算(精算)書
- ⑦見積書または設計書、位置図、各種図面など(写し可)
- ⑧許認可等証書若しくはその申請書類の写し
- ⑨第3条第1項第2号に規定する税に係る納税証明書(本社機能を有する事業所の所在地が町外の場合は、当該事業所の存する所在地の納税証明書またはその写し)または当町の町税の納付状況を公簿などにより確認することに同意する文書

交付までの流れ



(注意) 交付決定前に着工した事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

まずは、ご相談・お問合せください

三戸町役場まちづくり推進課 ☎ 0179-20-1117